

拒絶理由通知書 (商標出願2025-028835)

拒絶理由通知書^{1/}

商標登録出願の番号	商願 2 0 2 5 - 0 2 8 8 3 5
起案日	令和 7 年 1 2 月 2 3 日
特許庁審査官	大房 真弓 5 3 3 5
商標登録出願人代理人	鈴木 康介 様

適用条文 第 3 条第 1 項柱書、第 4 条第 1 項第 7 号

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第 1 5 条の 2 (又は同法第 1 5 条の 3 第 1 項) に基づきその理由を通知します。

これについて意見があれば、この書面発送の日から 4 0 日以内に意見書を提出してください。

なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。

理 由 1

■ 第 3 条第 1 項柱書 (使用についての疑義)

商標法第 3 条第 1 項柱書により商標登録を受けることができる商標は、現在使用をしているもの又は近い将来使用をするものと解されます。

しかし、令和 7 年 1 1 月 2 6 日付けの刊行物等提出書によると、出願人は法人として実在しない旨述べられており、職権による調査によっても、出願人が法人として登記されている事実を確認することができず、出願人が出願に係る商標をその指定役務について使用している又は使用する予定があるといった事実を見出すこともできません。

そのため、出願人が出願に係る商標をその指定役務について使用しているか又は近い将来使用をすることについて疑義があるといわざるを得ません。

したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第 3 条第 1 項柱書の要件を具備しているということができません。

理由 2

■第4条第1項第7号（公序良俗を害するおそれ）

この商標登録出願に係る商標（以下「本願商標」といいます。）は、「日本獣

2/

医歯科学会」の文字を標準文字で表してなるところ、令和7年11月26日付けの刊行物等提出書によれば、「日本獣医歯科学会」の文字は、兵庫県三田市所在の一般社団法人日本獣医歯科学会が役務「セミナーの企画・運営又は開催」等に関して使用している法人の略称である「日本獣医歯科学会」と同一の文字からなるものであり、本願の出願人と前記法人とはその名称「一般社団法人日本獣医歯科学会」を共通にするものであり、その役務も同一又は類似であるという関係にあります。

また、前記刊行物等提出書によると、出願人は法人として実在せず、前記法人とは関係がない旨述べられており、職権による調査によっても、出願人が法人として登記されている事実を確認することができず、前記法人との関係も不明であり、出願人が出願に係る商標をその指定役務について使用している又は使用する予定があるといった事実を見出すこともできません。

そうすると、出願人が本願商標を自己の商標として採択するにあたり、偶然に前記商標と一致又は酷似する結果となったものとは考え難く、前記法人との関係性が認められない出願人が、本願商標を自己の商標として採択、使用することは、その登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものといえますから、その登録を認めることは商標法の予定する秩序に反するものとして容認し得ないというべきです。

したがって、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標と判断するのが相当ですから、商標法第4条第1項第7号に該当します。

※本願について、新たな拒絶理由が発見されましたので、通知致します。

なお、令和7年11月6日付けで通知した理由については、未だ解消しておりませんので御留意ください。

省 略

3/E

***** ご注意 *****

この“ご注意”は、全ての拒絶理由通知書に自動的に記載しているものです。

1. 手続補正書を提出する場合の「【補正対象項目名】」の欄の記載について

手続補正書を提出する場合、「【補正対象項目名】」の欄に「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載すると、その出願の指定商品及び指定役務の全てが、「【補正の内容】」の欄に記載されたもののみになりますので、ご注意ください。

2. 書類を郵送する場合の封書の宛先について

書類を郵送する場合の封書の宛先は、「審査官個人名」宛ではなく「特許庁長官」宛にしてください。

3. この書面において著作物の複製をしている場合について

特許庁は、著作権法の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

<u>審査長／代理</u>	<u>審査官</u>	<u>審査官補</u>
<u>大井手 正雄</u>	<u>大房 真弓</u>	
<u>4 1 0 3</u>	<u>5 3 3 5</u>	
